

新潟市シェアサイクル事業提案書作成要領

新潟市シェアサイクル事業における協働事業者の募集（公募型プロポーザル方式）に参加を希望する場合は、以下の内容を確認のうえ、提案書を提出してください。

1. 事業名

新潟市シェアサイクル事業

2. 事業の内容

新潟市シェアサイクル事業実施方針及び新潟市シェアサイクル事業仕様書のとおり

3. 参加表明書及び参加資格審査書類の提出

本要領等に基づきプロポーザル参加の意思について、次により提出をお願いします。

(1) 参加資格審査書類

様式 No	提出書類	備考
1	参加表明書	共同事業体で参加表明書を提出する場合は【様式 2】を使用
2	参加表明書（共同提案）	
3	共同事業体協定書兼委任状	共同事業体で参加する場合に提出
4	暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書※	指定暴力団の構成員でないことの調査・証明用
—	法人登記簿謄本（原本）※	※申請日前 3 か月以内に発行されたもの
—	納税証明書（原本）※	①法人税、消費税及び地方消費税 ②法人市民税、固定資産税及び都市計画税 ※直近 3 年間分
—	決算書等※	※直近 3 期分
—	日本国内におけるシェアサイクル事業実績書	共同事業体の場合は、構成員で実績がある者はすべて提出

※共同事業体での参加の場合は構成員すべての書類を提出すること

(2) 提出期限

令和 8 年 7 月 29 日（水）12 時 00 分まで（必着）

(3) 提出先

〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 古町ルフル 5 階

新潟市都市政策部都市交通政策課 担当：永井・當山・久保

電話：025-226-2753 メール：kotsu@city.niigata.lg.jp

(4) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

※電子メールの場合、原本提出が必要な書類は窓口持参又は郵送してください。

- (5) プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式5）の送付

令和8年7月30日（木）までに電子メールにより回答します。

4. 質問書の提出

本事業及び本要領について質問等がある場合は、質問書（様式5）により次のとおり行ってください。

様式 No	提出書類	備考
6	質問書	質問がない場合は提出不要

- (1) 提出期限

令和8年7月29日（水）12時00分まで（必着）

- (2) 提出先・提出方法

参加表明書と同様

- (3) 回答方法

令和8年7月31日（金）までに、新潟市ホームページにて掲載

5. 提案書の提出

- (1) 提出書類

- ① 提案書（様式7）、提案書資料①（様式8）及び提案書資料②～⑩を作成し、提出してください。

様式 No	提出書類	備考
7	提案書（表紙）	
8	提案書資料①	提案者概要
—	提案書資料②	事業実績、経営状況等
—	提案書資料③	事業目標の達成
—	提案書資料④	事業規模
—	提案書資料⑤	利用料金・支払方法・付帯事業
—	提案書資料⑥	利用方法等
—	提案書資料⑦	施設・機器の仕様
—	提案書資料⑧	運営体制等
—	提案書資料⑨	その他独自提案

- ② 提案書資料②～⑨の作成にあたっては、次の内容に即して作成してください。

ア 様式はありませんが、用紙の大きさはA4版とします。縦・横のレイアウト選択は自由ですが、どちらか一方ですべての提案書資料を統一してください。

イ 文字は注記等を除き、原則10.5ポイント以上の大きさを記述してください。

ウ 提案書資料②～⑩は、「新潟市シェアサイクル事業協働事業者選定委員会」提案書評価・選定基準の各評価項目の並び順に従って作成し、見やすい表現で要点を簡潔にまとめて作成してください。

エ 写真、イラスト、グラフ又はイメージ図のみでの資料作成は不可とし、写真等を使用する場合は必ず文章での説明を記載するようにしてください。

オ 提案書資料は、左上に②～⑨の書類番号、タイトルを明記し、提案書資料の各項目が複数ページに渡る場合は、提案書資料ごとに枝番号を記載してください。

カ 公平な審査を行うため、提案書資料②～⑨には、提案者名等（代表者名、企業ロゴ、ブランド名等）を記載しないようにしてください。

③ 所定の書式以外の書類や前記②の内容に準拠しない書類については受理できません。

(2) 提出期限

令和 8 年 8 月 19 日（水）12 時 00 分まで（必着）

(3) 提出先

参加表明書と同様

(4) 提出方法

書類 ：持参または郵送（正本 1 部、副本 6 部）

電子データ ：電子メール又は持参（DVD-R）

※持参以外での提出は、担当宛に提出書類等の受理確認を必ず行ってください。

※持参する場合は、事前に担当宛に連絡の上、開庁時間内に提出してください。

※郵送の場合は簡易書留とし、令和 8 年 8 月 18 日（火）の消印まで有効とします。

※電子データはすべて PDF 形式とすること。

6. その他

- 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。提出された補足資料は提案書の一部とみなします。
- 提出書類等は返却しません。
- 提出書類の全部又は一部を手書きで作成する場合は、全て消えないボールペンで記載すること。